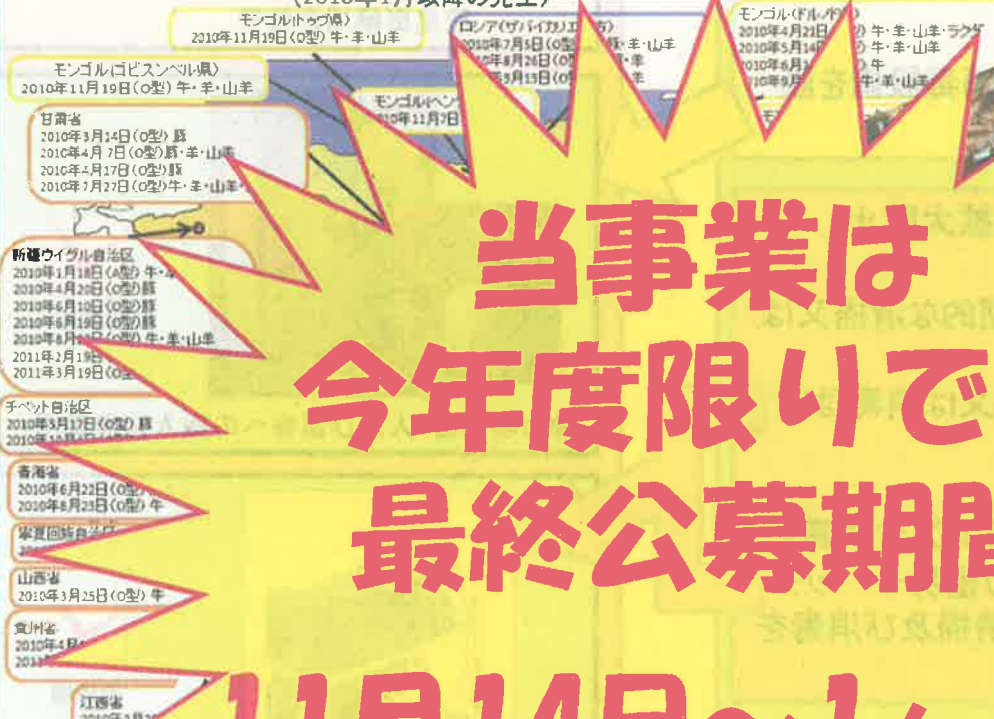


# ～畜産防疫体制強化リース事業のご案内～

## 口蹄疫に備える牛・豚等飼養農家の皆様へ

- ・ 現在、中国、香港、台湾、韓国、モンゴル、ロシア極東地域において、牛、豚などの悪性伝染病である口蹄疫が発生しています。
- ・ 口蹄疫は伝染力が強く、地域畜産業に甚大な被害を及ぼすばかりか、地域の社会経済活動にも大きな影響をもたらすことから、個々の畜産経営者における防疫体制を強化することが、喫緊の課題になっています。
- ・ 今般、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の改正に伴い、**農場毎に消毒設備の設置が義務化**され、防疫対策が必要となりました。

### 中国、香港、台湾、韓国、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況 (2010年1月以降の発生)



**当事業は  
今年度限りです  
最終公募期間**

**11月14日～1ヶ月間**

予定

※口蹄疫※  
牛や豚などがかかる感染力が非常に強い伝染病で、まず発熱や食欲不振が見られ、次によだれを流し、口やひづめ、乳房に水ぶくれができるのが特徴です。  
(写真:宮崎県)

飼養衛生管理基準に即した防疫体制は整備されていますか？  
ご自分の経営と比べて見て、ご確認下さい。

### 飼養衛生管理基準(抜粋)

○農場又は畜舎内への病原体の持ち込み防止

#### 【車輛の消毒】

家畜飼養区域の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る車輛の消毒を行わせる。

#### 【立ち入る者の消毒】

畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、消毒を行わせる。

○畜舎内での疾病の拡大防止

#### 【畜舎及び器具の定期的な清掃又は消毒等】

畜舎及び器具の清掃又は消毒は定期的に行う。

#### 【空房や空ケージの清掃又は消毒】

家畜の出荷などにより畜房やハッチが空になった場合は清掃及び消毒を行う。

○家畜の伝染病の病原体に触れた恐れの高い者及び物品の持ち込み制限

#### 【他の畜産関係施設へ立ち入る者が家畜飼養区域に立ち入る際の措置】

家畜の病原体を持ち込むことの無いよう衣服及び靴の洗浄、消毒、更衣、その他必要な措置を講ずること。

### 畜産防疫体制強化リース事業の貸付対象機器



確認欄

簡易車輛消毒装置



確認欄

動力噴霧器(人及び畜舎への搬入物消毒用)



確認欄

動力噴霧器(畜舎消毒用)



確認欄

動力噴霧器(人及び畜舎への搬入物消毒用)

# 動力噴霧器及び簡易車輛消毒装置をリースするための手続き

動力噴霧器及び簡易車輛消毒装置の導入をリース方式にすることにより、個人の畜産経営者に補助することが可能となった事業です。

## ① リース(補助付き)を受ける者の要件

次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- 牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのししを飼養する者であること。
- 平成23年3月31日時点で65歳未満であること。
- 平成22年の農業所得(収入)が総所得(総収入)額の50%以上であること、又は平成22年4月以降に新規就農した者であること。
- 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく、市町村計画を作成する地域で経営を行っていること。

## ② リース物件の要件

### 動力噴霧器

#### <畜舎消毒用>

- ・吸水量：6ℓ/分以上
- ・最高圧力：5Mpa以下
- ・畜舎の消毒に用いるものであること。

#### <人及び畜舎への搬入物消毒用>

- ・人及び畜舎への搬入物の消毒に用いるものであること。
- ・消毒液を噴霧するために畜舎付近に設置する小屋と一体的に整備するものであること。
- ・人に噴霧しても安全な消毒液を用いること等、畜舎の所在地を管轄する都道府県が機器の利用に係る指導を行っていること。

### 簡易車輛消毒装置

- ・吸水量：6ℓ/分以上
- ・最高圧力：5Mpa以下
- ・物件価額が200万円未満であること。

#### <ポイント>

衛生管理機器の物件価格を見積書等で確認できないと、事業の対象となりません。ご注意ください。

## ③ 補助額の算定方法

次のA、Bのうち、いずれか低い額が補助額となります。

$$A : (【衛生管理機器の物件価額】 - 【見積残存価額】) \times 1/2$$

$$B : 【衛生管理機器の物件価額】 \times (リース期間 / 法定耐用年数) \times 1/2$$

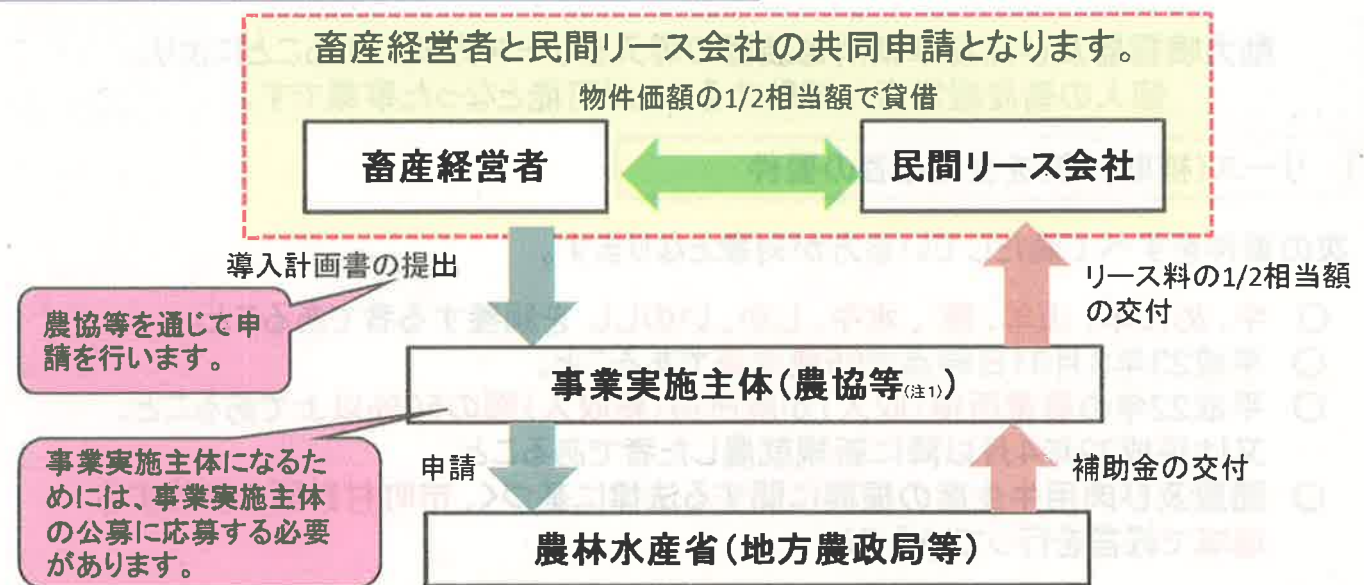
※ 物件価額とは、工事費等の諸経費と消費税を除いた価額となります。

※ 見積残存価額とは、リース終了時に譲渡する場合の価額となります。

#### <ポイント>

- ・衛生管理機器の法定耐用年数は7年です。リース期間を7年未満に設定した場合、これに応じて補助率が低くなりますので、ご注意ください。
- ・簡易車輛消毒装置の設置に当たって、雪よけ等の屋根等の工事費は事業の対象となりません。ご注意ください。

#### ④ 事業の流れ



#### 〈ポイント〉

- ・事業実施主体になれるのは農業協同組合、農業協同組合連合会、事業協同組合、協議会、農業公社のいずれかの団体になります。
- ・補助対象となるリース料は物件価額に相当する部分のみです。(消費税、附加貸付料等は補助対象になりません。)

#### ⑤ 事業に関するQ&A

Q1: 申請について、どこに相談すればよいのですか？

A1: 各都道府県の地方農政局地域センター(農政推進グループ)又は最寄りの農協等にご相談下さい。

Q2: 養豚経営も酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく、市町村計画を作成する地域で経営している必要がありますか？

A2: 必要があります。

本事業は口蹄疫に対する防疫体制を緊急に整備するために、口蹄疫の感受性が高い大家畜の飼養頭数及び飼養密度が高い地域を優先して、事業を実施することとしています。このため、飼養頭数及び飼養密度が農林水産省令で定める基準に適合する市町村において、「市町村計画」が策定されていることを事業要件としているところです。

Q3: 予算配分の方法を教えてください。

A3: 申請額が予算額を超過した場合は、各申請者をポイント制により優先順位を付け、予算を配分する予定です。十分な水準の予算額は確保されています。

ホームページ: <http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>

問い合わせ先

中国四国農政局 生産部 畜産課 TEL086-224-4511(代表)  
農政調整官(内線2453)、畜産振興第1係(2455)